

用 語 の 定 義

- 安全衛生責任者・・・統括安全衛生責任者との連絡、関係者への連絡、当該請負人の管理等を行う者。（安衛法第 16 条）
- 職長・・・・・・・・・・建設業等政令で定める業種において作業中の労働者を直接指導又は監督する者。（安衛法第 60 等）
- 作業指揮者・・・・・・車両系建設機械等を用いた作業（不整地運搬車又は貨物自動車を用いて行う道路上の走行の作業を除く。）を行う場合の作業計画書（当該作業に係る場所の広さ及び地形、当該車両系建設機械等の種類及び能力、荷の種類及び形状等に適応する作業計画）に定めた作業の指揮に従事する者。（安衛則第 151 等）
- 作業主任者・・・・・・法令に基づき労働災害・職業性疾病を防止するための管理を必要とする一定の危険有害業務等について、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長もしくは都道府県労働局長の指定する者が行う技能講習を修了した者のうちから事業者の選任を受けて作業の指揮等を行う者。（安衛法第 14 等）
- 有資格者・・・・・・工事及び作業の実施、建設機械の運転、点検整備等に関して、法令に定める資格を有する者。（建設機械施工安全技術指針第 4-10 等）
- 交通誘導員・・・・・・通行車両を通しながら作業する場合に、交通の円滑と安全確保に従事する者。（建設機械施工安全技術指針第 22-93 等）
- 誘導者・・・・・・車両系建設機械等を用いて作業を行う場合において、当該車両系建設機械等の転倒又は転落防止、付帯作業員の安全確保の業務に従事する者。（安衛則第 157 等）
- 監視員（人）・・・・・・機械との混在作業で、作業員の危険箇所への立入り防止を監視する業務に従事する者。（建設機械施工安全技術指針第 22-93 等）

法令等の略称及び正式名称

略 称	正 式 名 称	略 称	正 式 名 称
法又は安衛法令又は安衛令則又は安衛則	労働安全衛生法 労働安全衛生法 施行令 労働安全衛生規則	粉じん則 じん肺法 火取法	粉じん障害防止規則 じん肺法 火薬類取締法施行規則
ク則	クレーン等安全規則	ボ則	ボイラー及び圧力容器安全規則
ゴ則	ゴンドラ安全規則	労又は労基法	労働基準法
有機則	有機溶剤中毒予防規則	電事法	電気事業法
鉛則	鉛中毒予防規則	電工	電気工事士法
特化則	特定化学物質等障害予防規則	消防	消防法
高圧則	高気圧作業安全衛生規則	消令	消防法 施行令
酸欠則	酸素欠乏症等防止規則	消則	消防法 規則
電離則	電離放射線障害防止規則	道交	道路交通法
ク構	クレーン構造規格	道車	道路車両運送法
工構	エレベーター構造規格	公衆	建設工事公衆災害防止対策要綱
リ構	建設用リフト構造規格		